

令和6年2月市議会総務委員会資料

第21号議案 非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正理由	P2
2	改正する条例	P2
3	報酬の概要	P2～P4
4	施行期日	P4
5	新旧対照表	P5

総務部
選挙管理委員会

令和6年2月

1 改正理由

選挙における投票所においては、公職選挙法の規定により、選挙権を有する者の中から、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票事務の執行に立ち会い、公正に選挙が行われるよう監視を行っている。

現在、高齢化や人口減少により、地域によっては投票立会人の選任が困難となっていることから、投票立会人の交替制を導入し、投票立会人の確保を図るため、報酬を見直すもの

2 改正する条例

非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

3 報酬の概要

(1) 対象者

ア 投票所の立会人

イ 期日前投票所の立会人

(2) 報酬の考え方

現行の報酬額

投票所の立会人 1日につき 10,900 円、期日前投票所の立会人 1日につき 9,600 円

改正後の報酬額

時間額報酬（1,000 円を予定）×立会時間数

(3) 参考

ア 改正した場合の影響額

区分	投票所	投票箇所数 (カ所)	立会人 (人)	【現行】 日額制		【改正案】 時間額制		影響額 (円)
				単価 (円)	総額 (円)	単価 (円)	総額 (円)	
当日	当日投票所	155	310	10,900	3,379,000	1,000※1 (13,000)※2	4,030,000	651,000
期日前	期日前投票所	32	374	9,600	3,590,400	1,000※1 (12,000)※3	3,568,000	▲22,400
全体（当日＋期日前）								628,600

当日及び期日前投票所・・・令和4年7月執行の参議院議員選挙で開設した投票所

※1 予定単価

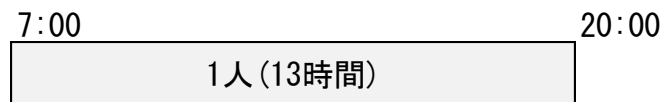
※2 及び※3 は時間額から日額に換算した額

※3 は期日前投票所ごとに開設時間が異なるため、代表的な投票所の日額を記載

イ 運用例（当日投票所）

① 1人で従事した場合

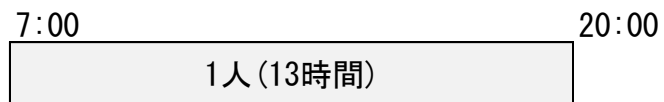
<現行>



報酬額 10,900円

@10,900円×1日×1人

<改正案>



報酬額 13,000円

@1,000円×13時間×1人

② 2人が午前と午後の交代で従事した場合
＜現行＞

7:00	13:00	20:00
1人(6時間)	1人(7時間)	

報酬額 21,800 円
@ 10,900 円 × 1 日 × 2 人

＜改正案＞

7:00	13:00	20:00
1人(6時間)	1人(7時間)	

報酬額 13,000 円
@ 1,000 円 × 6 時間 × 1 人 +
@ 1,000 円 × 7 時間 × 1 人

4 施行期日
公布の日

5 新旧対照表

(1) 非常勤の職員の報酬等に関する条例

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条第2項</p> <p>(19) 選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p><u>(20) 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人 日額 予算の範囲内において市長が定める額(投票立会人が立会時間内に交替する場合にあっては、その額を超えない範囲内で市長が定める額)</u></p> <p><u>(21) 医師等市長がその業務の実態を考慮して特殊と認めた業務に従事する者 予算の範囲内において市長が定める額</u></p> <p><u>(22) 前各号に掲げる者のほか、その他の非常勤の職員 年額にあっては178,000円、月額にあっては213,000円、日額にあっては10,700円を超えない範囲内で、任命権者が市長と協議して定める額</u></p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条第2項</p> <p>(19) 選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、<u>投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人</u>、開票立会人及び選挙立会人 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p>(20) 医師等市長がその業務の実態を考慮して特殊と認めた業務に従事する者 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>(21) 前各号に掲げる者のほか、その他の非常勤の職員 年額にあっては178,000円、月額にあっては213,000円、日額にあっては10,700円を超えない範囲内で、任命権者が市長と協議して定める額</p>